

# 越境データ保護が企業に求める新たな対応 —世界同時進行のプライバシー保護規制強化—

データの活用によるイノベーションへの期待が強まる一方、パーソナルデータに関する制度の改正が世界で相次いでおり、日本でも2014年度の通常国会で個人情報保護法改正案の通過が目指されている。本稿では、世界に広がるこうした規制強化が企業にどのような影響を及ぼすか、また企業はどのような対策を取るべきかを考える。

## 注目される越境データ保護の動向

日本の企業にEU（欧州連合）の規制当局から何億円もの課徴金の支払い命令が突き付けられる、そうしたことが起こりかねない事態が進行している。個人情報保護に関する考え方は国や地域によって異なるが、EUでは、国境を越えて流通する個人情報を各国が協力して保護しようという機運が高まっている。これが越境データ保護である。

この越境データ保護に関する新たな規制はEUの加盟国以外へも域外適用される見込みである。これに対して米国は警戒感を大きく強めているが、日本も例外ではない。これらの動きに対応するため、今号の特集論文でも紹介されているように「プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment：PIA）」などに取り組む企業も現れている。

一方、企業は、自社が持つデータの取り扱いに関して法令順守のためのコストを引き上げられ、情報システムの設計や運用時に配慮すべき点も変わらざるを得ない。そのため、パーソナルデータを活用した企業の新ビジネスの展開意欲を損ねるのではないかと懸念する声もある。

## 時代や地域で異なるプライバシー保護の考え方

顔見知り同士がどこで何をしているかを承知して助け合って生活してきた日本では、西洋的な「プライバシー」の概念が育たなかったとされる。そうした相互信頼を基本とした社会であった時代を惜しむ声はいまだになくなっていない。

欧米で伝統的にプライバシー侵害とされてきたのは、住居への侵入や過度な訪問、のぞき見などであった。ホテルの部屋のドアノブに「Privacy Please（起こさないでください）」と書かれた札を掛けておく習慣はそのような考え方に基づいたものである。これは個人情報とは違い、個人が特定されていなくても、本人が望まない行為はプライバシーの侵害とされる。こうした「放っておいてもらう権利」という概念は、欧米でプライバシー保護が重視される背景となっている。

プライバシーに対する考え方が文化的背景によって多様であったにせよ、今日では都市化や情報化によって個人情報やプライバシーの問題は各国共通のものになっている。例えば、個人を特定する情報がソーシャルネット

野村総合研究所  
IT基盤イノベーション事業本部  
ビッグデータビジネス推進室  
上席研究員  
横澤 誠 (よこざわまこと)  
専門は社会情報学、国際情報通信政策



表1 パーソナルデータをめぐる近年の動向

国内	海外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する検討会」(2012年10月発足、2013年6月報告)</li> <li>・経済産業省「IT融合フォーラム パーソナルデータワーキンググループ」(2012年11月発足、2013年5月報告)</li> <li>・規制改革会議「創業等ワーキンググループ」(2013年3月発足、2013年5月報告)</li> <li>・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」(2013年9月発足、2013年12月制度見直し方針発表、2014年6月大綱発表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU(欧州連合)「一般データ保護規則案」(2012年1月公表)</li> <li>・米国政府「消費者プライバシー権利章典」(2012年2月発表)</li> <li>・米国FTC(連邦取引委員会)レポート「急速に変化する時代における消費者プライバシー」(2012年3月最終版発表)</li> <li>・OECD(経済協力開発機構)「改訂版プライバシー・ガイドライン」(2013年9月発表)</li> <li>・EU(欧州連合)「一般データ保護規則案修正案」(2013年10月市民的自由・司法・内務委員会(LIBE委員会)採択、2014年3月欧州議会採択)</li> </ul>

出所) 本庄智也修士論文(2014年3月。京都大学情報学研究所NRI連携ユニット)

ワークによって拡散することでプライバシー侵害が起きやすくなっている。また、小説のモデルとされた人物がプライバシー侵害で著者を訴える事件も発生している。プライバシーの侵害は、精神的な苦痛を引き起こすと同時に、口座番号やパスワードなどの情報が漏えいすれば、財産の侵害といった実害に結び付く。

一方で、国や自治体、企業が保有するデータを分析することで新たな価値を創造しようという動きも進んでいる。安倍政権が掲げる「世界最先端IT国家創造宣言」(2014年6月24日閣議決定により改定)においても「データ」という語が100回以上使われている。しかし、本特集でも触れられているように、移動履歴や走行データの分析などパーソナルデータの活用には課題も少なくない。

## 各国の越境データ保護の動向

越境データ保護を強めようとする動きの背景には、技術の進展によってデータ利用が質

的にも量的にも広がったという世界共通の現象がある。そのため、これに対応して法制度を充実させる動きもほぼ同時期に相次いで起こった。

2014年に日本が加盟50周年を迎えた経済協力開発機構(OECD)では、各国の個人情報保護法制の基準となった1980年の「OECDプライバシーガイドライン」の改訂版を数年にわたる議論の末、2013年に公表した。新しいガイドラインとその付則は、新たな水準の国際協調と政府の主体的関与を促すものとなっており、インターネットやクラウドコンピューティング、データ活用を前提とした各国でのルール改正に拍車がかかる見込みである。

表1は、パーソナルデータをめぐる欧米の動向を簡単にまとめたものである。米国では一律の規制ではなく業務の特性に応じた自主規制を促しており、カリフォルニア州のように独自の取り組みを行うなど多様なアプローチが見られる。

これに対してEUでは、現行の「データ保

護指令」によって大枠での統一性を確保しながらも加盟国ごとに異なっていたデータ保護規制をさらに統一するため、GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）への改定作業が進行中である。

この改定は、いくつかの点で企業にとって大きな負担になると見られている。特に米国企業にとっては、これまでセーフハーバー協定（違法とされない範囲を規定した協定）で認められていた規制除外の取り扱いが、米国のNSA（国家安全保障局）による盗聴問題の影響もあって見直されるため、米国はEUと官民を挙げた交渉を行っている。

新しい規則案は、すでに2014年3月12日に欧州議会を通過し、今後、欧州理事会で審議された後、議会、委員会、理事会による三者協議のプロセスを経て2015年中の法案成立を目指している。

しかし、2014年5月に行われた欧州議会選挙の結果を受けて委員会の新メンバーが決まり、また欧州理事会の議長国が変わるなどの情勢変化があり、規制案全体が再審議され、すでに遅れている立法化がいつになるかは不透明である。

一方で、28カ国が加盟するEUよりも多くの加盟国（47カ国）を持つ欧州評議会では、「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約第108号」（1981年）の改正案が2012年11月に採択された。スイス、ノルウェー、アイスランドなどのEU非加盟国に

ついては異なる基準となることに注意しなければならない。

アジアに目を転じると、2013年6月に日本がAPEC（アジア太平洋経済協力）の「CBPR（Cross Border Privacy Rules：越境プライバシールール）システム」に参加申請したことから、これまで日本国内で運用されていたプライバシーマーク制度との関係を整理して相互運用を図るための調整が進行する見込みである。また、オーストラリアでは2014年3月12日に13項目から成る「オーストラリアプライバシー原則」が施行された。台湾や韓国でも、ここ数年で個人情報に関連する法制度の改定が相次いでいる。

日本では、2014年6月25日に公表された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（事務局案）」に従い、具体的な法律改正のための条文調整が行われている。世界の他の地域や国がさまざまな規制方針を示してくるなかで、日本もデータの保護と活用について明確な思想を持ち、矛盾のない執行体制で対応に当たることが求められる。

## 企業に求められる対応

2014年5月に、EU司法裁判所は重要な判断を示した。人には「忘れられる権利」があるとして、原告（EU市民）の過去の個人情報へのリンクを検索結果に表示しないことを

Google社に命じた。企業が提供するデータに対して、削除や利用停止にする権利を利用者に認めたことで、Google社も直ちに利用者からの請求を受け付けるためのシステム機能を提供し始めた。

このように、欧州の新しい規制案は企業に多くの対応を求めることになるが、特に重要なのは「第三国データ移転の扱い」「域外適用からの除外」「削除できる権利（忘れられる権利）」「本人同意原則」「監督機関による課徴金」「認証メカニズムとデータ保護シール」などである。

域外適用についてはやや緩和されたものの、欧州以外の国で運用されているインターネット上のサービスにも欧州規制が適用される可能性がある。また、日本企業が欧州の規制を十分に理解せず、自らが欧州での事業主体であるという認識を持たずにいると、世界連結売上高の5%または1億ユーロ（約140億円）を上限とする課徴金が課せられる条項が審議されている。

こうしたビジネス上の障害を避けるためには、リスク評価や、データを提供した個人の同意の確認、国際標準化に取り組むほか、まず欧州の規制議論の現場において日本でも個人情報保護について高い水準が保たれているということを当局に対して明確に示し、現行のスイス、カナダ、イスラエルなどのような「充分性認定国」としての扱いが受けられるようになることが望ましい。

また、企業が「拘束的企業準則（Binding Corporate Rules：BCR）」の承認を受けてグループ企業内でのデータの利用に影響がないようにするなど、官民協力の下で働きかけを行うべきである。

オーストラリアやニュージーランドは欧州より厳しい規制を大企業に対して課している。また、韓国や台湾、そしてASEAN（東南アジア諸国連合）にも欧州型の厳しい規制の基準が広がると、市場としてのみならず生産拠点としてのグローバルビジネス展開戦略は大きな影響を受けるであろう。特に情報システム分野でのオフショア生産、運用やBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）については深刻となる。

## 社会的要請に応える能力を競争力に

昨今の個人情報保護に関する事件を見ても、適切なデータ保護を最終的に保証するためには、組織で働く人々の意識を高める必要があることを痛感する。技術やシステムとともに、データを取り扱う組織全体で品質管理に取り組む姿勢が重要である。

これは、製造業の品質管理について歴史的に海外に比して一日の長がある日本企業にとっては必ずしも苦手なことではない。これまで日本の工業製品が世界から信頼を得てきたように、それと同等の品質を、個人情報保護に強い日本のサービスとして展開する発想を持つことが重要である。 ■